

三木市給食調理業務の委託業者選定に係るプロポーザル実施要領（共通）

三木市教育委員会

1 本要領の趣旨

保育所給食の質を維持し安全性を確保するためには、業務遂行能力の高い調理従事者体制と適正な衛生管理等のもとに給食業務を実施することが重要であることから、企画提案を審査、選定するプロポーザル方式にて委託業者を選定する。

本要領は、三木市立保育所給食調理業務の委託業者をプロポーザル方式により選定することに関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

- (1) 三木市立志染保育所学校給食調理場調理業務

3 業務の内容

- (1) 別紙「三木市立志染保育所給食調理場調理業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格

提案書を提出できる民間事業者は、次の全ての条件を満たす者の中から選定する。

- (1) 三木市入札参加者名簿に登録されていること。又は本要領及び関係法令等を遵守し、仕様書に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であって法人格を有していること。
- (2) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 兵庫県内又は大阪府内に本社又は事業所を有していること。
- (9) 小学校、中学校での学校給食又は特定給食施設での受託実績があり、現在も委託契約を締結していること。

5 業務委託上限額

- (1) 三木市立志染保育所給食調理場調理業務

金 14,800,000 円（年額、消費税及び地方消費税を含む）

ただしこの金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

6 実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは、公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細協議を行い、協議が成立した後に三木市契約規則の基づき契約を締結する。

7 委託業者の選定について

参加表明書の提出があった事業者の中から、「三木市保育所給食調理業務委託業者選定委員会」が、「三木市保育所給食調理業務委託業者選定方法」に基づいて審査し、委託業者を選定する。

8 プロポーザルのスケジュール

- (1) 参加依頼書交付・・・・・・・・・・令和7年 9月 1日（月）
- (2) 参加表明書の提出期限・・・・・・・・・・令和7年 9月26日（金）
- (3) 志染保育所調理場現地説明・・・・・・・・・・令和7年10月 7日（火）15：30～
- (4) 質問事項提出期限・・・・・・・・・・令和7年10月17日（金）
- (5) 質問事項回答期限・・・・・・・・・・令和7年10月22日（水）
- (6) 企画提案書の提出期限・・・・・・・・・・令和7年10月31日（金）
- (7) 志染保育所給食調理場プロポーザルヒアリング・・・・令和7年11月17日（月）

9 プロポーザル参加表明書等の提出について

- (1) 申込期限 **令和7年9月26日（金）必着**
- (2) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 会社概要及び実績について（様式第2号）
 - ③ 貸借対照表、損益計算書、定款等の写し
 - ④ 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
 - ⑤ 受付表（様式第4号）
 - ⑥ 三木市入札参加資格のない事業者については、次に掲げる書類を合わせて提出すること。
 - (ア) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※現在事項全部証明書は不可
※交付日が提出日から3か月以内のもの
 - (イ) 法人印鑑証明書
※交付日が提出日から3か月以内のもの
 - (ウ) 財務諸表
法人の直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに準ずるもの
 - (エ) 国税等納税証明書
法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
※税務署が発行したもの
※交付日が提出日から3か月以内のもの
 - (オ) 三木市税納税証明書
市内に本店・支店等を置く事業者は三木市税の納税証明書
※「滞納なし」の証明書を提出すること。
※交付日が提出日から3か月以内のもの
- (3) 提出部数 業務別に、①②③A 4縦左綴じ1部
- (4) 提出先 三木市教育委員会 教育総務部 教育施設課